

# 地域安全ニュース

池田地区防犯協会  
池田警察署 572-0110  
みんなでつくる  
安心の街

## 安全安心どさんご運動

「あいさつ、みまもり、たすけあい運動  
子供の安全を見守る運動」

この運動を通じ、人や地域、社会の絆を強め、希薄化しているコミュニティ機能の向上を図り、犯罪のない地域づくりを目指しています。

また、子供の見守り、注意喚起、危険な状況にある場面を見かけた際は子供を保護し、警察に通報するなどして、子供の安全を見守ります。

どなたでも参加できる運動です。  
まずは「あいさつ」から始めてみましょう。



人間は 助け合わなきゃ だめなんだ  
(豊頃小 山口韻暉くん)

## 匿名通報ダイヤル

見過ごすな犯罪！求む情報！

○匿名通報ダイヤルとは

警察庁の委託を受けた民間団体が、市民からの匿名による事案情報の通報を電話やウェブサイトを受け、これを警察に提供して捜査に役立てるものです。

○対象事案

特殊詐欺・暴力団が関与する犯罪等・薬物事犯・拳銃事犯・少年の福祉を害する犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯など

有力情報には情報料の支払いあり

匿名通報フリーコール 0120-924-839  
24時間オンライン受付 www.tokumei24.jp

## 子供のインターネットの使い方

携帯ゲームやスマートフォンを使って簡単にネットに「つながる」ことができる便利な時代になった反面、トラブルに巻き込まれる子供が増えています。



- ◇名前や住所、電話番号などをネットに書き込まない。
- ◇スマホでとった写真をネットにアップしない。
- ◇コミュニティサイトなどで仲良くなった人と会わない。
- ◇IDやパスワードは友達にも教えない。
- ◇こわい思いをしたり、悲しい気持ちになったりしたら大人に相談する。

お子さんが犯罪の被害者・加害者にならないよう、保護者の方はネットの利用状況を把握しましょう。

# はるにれ

駐在だより  
～みんなで築こう 安全で安心な大地～  
http://www.ikedasyo.police.pref.hokkaido.jp

池田警察署 572-0110  
茂岩駐在所 574-2013  
豊頃駐在所 574-2151  
大津駐在所 575-2002  
作成：近藤 卓

## 落ち着こう 振り込む前に 相談を

～特殊詐欺の被害に遭わないために～

◎現金は、現金書留以外では送付できません。  
「ゆうパック、レターパック、宅配便で送って」は詐欺です。

◎ATM操作で還付金を受け取ることはありません。  
「ATMから携帯で電話して」は詐欺です。

◎「必ず儲かる」等のうまい話はありません。  
「投資したらお金が戻る」は詐欺です。  
振り込む前に、送付する前に、手渡す前に、警察相談電話#9110へ連絡してください。

## 特殊詐欺撲滅のための騙されたフリ作戦への捜査協力依頼

初めての相手等から不審な電話がかかってきた場合は、

- ・電話番号、口座番号、現金の送り先などを聞き出す。
- ・電話機の録音機能などで犯人との会話を録音するようお願いします。

そして、すぐに

- ・「110番」「#9110」に電話をする。
  - ・最寄りの「警察署」「駐在所」に電話をする。
- 等の情報提供をお願いします。

## 融雪期の事故防止

～雪下ろし 始める前に 安全確保～

例年、この時期は、寒暖の差が大きくなり、氷のようになった屋根の雪が落ちてきて下敷きになる、屋根の雪下ろし作業中に転落する、除雪機に巻き込まれるなどの事故が発生しています。このような事故を防ぐために、次のことを注意しましょう。

◎屋根の雪は早めに下しましょう

道路に面している屋根の氷雪を常に点検し、看板やロープなどで歩行者に注意を促しましょう。

◎雪下ろしは転落防止の措置を取りましょう

雪下ろし作業中に屋根から転落する事故が発生しています。雪下ろしをするときには、転落防止の措置を講じましょう。

◎危険な軒下を歩かないようにしましょう

落氷雪の危険がある場所で子供を見かけたら注意しましょう。

◎除雪機による除雪は安全を確かめながら行いましょう

除雪作業中は周囲と自分の安全をよく確認しましょう。



# 町有地（住宅用地）を 売払いします

茂岩末広町の町有地（住宅用地）を売払いいたしますので、購入を希望される方は、下記の売払い条件をご確認のうえ、豊頃町役場企画課までお申し込みください。



茂岩市街図



## ◆ 売払い土地の概要

●所在地 豊頃町茂岩末広町 114 番地

●売払い区画 4 区画

●売払い価格

- ① 114 番 2 990,000 円
- ② 114 番 3 990,000 円
- ③ 114 番 4 990,000 円
- ④ 114 番 5 1,072,000 円

●区画面積

- ① 114 番 2 約 120 坪 (396.70㎡)
- ② 114 番 3 約 120 坪 (396.70㎡)
- ③ 114 番 4 約 120 坪 (396.70㎡)
- ④ 114 番 5 約 130 坪 (429.77㎡)

## ◆ 主な売払い条件

- 所有権移転の日から起算して、3年以内に住宅を完成させなければなりません。
- 土地代金は、町の発行する納入通知書により一括でお支払いいただきます。
- 土地代金の支払いが完了した後に所有権移転登記及び引渡を行います。
- 所有権移転登記の日から3年間の買戻しの特約登記を付けます。
- 購入希望者多数の場合は、個人の方を優先し、抽選等により決定します。
- 町の税金や使用料等を滞納していないこと。
- その他諸条件がありますので、申し込み時にお問い合わせください。

## ◆ 申込期限

- 平成29年3月24日（金）

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216